

参政党 党大会議事規則

第1条（目的）

本規則は、本党規約に基づきボードの決議により規定されたものであり、党大会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（党大会の構成員）

党大会は、ボードメンバー、党所属議員（党籍を有する者をいう）及び支部長により構成する。

第3条（党大会の開催）

- 1 代表は、毎年1回、定期党大会を招集しなければならない。定期党大会は、3月に招集することを通例とする。
- 2 代表は、構成員に対し、党大会開催の1週間前までに適宜の方法にて招集通知を発しなければならない。
- 3 代表は、ボードメンバーの過半数の請求があったとき、臨時党大会を招集しなければならない。
- 4 ボードは、支部長会議において臨時党大会の開催を決議されたときは、当該臨時党大会の開催の是非を検討、判断しなければならない。
- 5 党大会は、会場での開催のほか、オンライン会議システムによる開催、またはこれらの併用を妨げない。ただし、ボードメンバーの過半数もしくは構成員の3分の1以上が会場での開催を請求したときは、この限りでない。

第4条（党大会の議事）

- 1 党大会は、構成員の3分の1の出席（ただし、ボードメンバーは過半数の出席）がなければ議事を開くことができない。
- 2 党大会の議事は、出席者の過半数で決する。ただし、本党綱領、規約の改正又はボードが特に重要と判断した事項には、出席者の3分の2の議決を要する。
- 3 党大会の議長は、当該党大会において、代表が指名するものとし、代表が出席できないときは、事務局長がこれを指名する。
- 4 議長は、予め招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。
- 5 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、質問も

しくは意見を述べようとする構成員がある場合でも、これを打ち切って審議を終了し、採決することができる。

- 6 構成員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。議長は、必要と認めるときは、発言時間を制限することができる。

第5条（代理出席）

構成員は、代理人によってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は構成員に限るものとし、当該構成員又は代理人は、代理権を証明する書面をボードに提出しなければならない。

第6条（傍聴）

- 1 党員による党大会の傍聴を認める。ただし、党大会開催の1か月前までに傍聴を希望する旨支部長を通じて事務局長の承認を得なければならない。
- 2 党大会の傍聴は、会場での参加又はオンライン会議システムでの受信によるものとする。
- 3 党大会の円滑な運営を妨げるおそれがあると判断された場合は、議長はいつでも党員に退場又は受信中止を命じることができ、党員は速やかに退場等しなければならない。

第7条（その他）

党大会の運営等に関するもので本規則に定めのないものは、ボードが決定する。